

富岳ギャザーホーム
介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人富岳会が設置する富岳ギャザーホーム（以下「事業所」という。）において実施する介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所事業（通所型サービス）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、通所型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所型サービスの提供を確保することを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練等を行う。

(運営の方針)

- 第3条 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
 - 4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

富岳ギャザーホーム

(事業所の所在地)

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県御殿場市神山1925番地の1193

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者および業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、介護予防支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握し、利用者に対する的確な介護を行う。

(4) 介護職員 5名以上

介護職員は、通所型サービスの提供にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対する的確な介護を行う。

(5) 機能訓練指導員（看護師等） 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(6) 調理員 1名以上

調理員は、利用者の身体状況に合わせた食事を調理、提供する。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 祝日及び12月31日から1月3日を除く月曜から金曜

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

(3) サービス提供時間 午前10時から午後3時00分までとする

(利用定員)

第8条 1日に第1号通所事業のサービスを提供する定員は、30名とする。

(定員とは、通所介護及び、第1号通所事業の合計とする)

(通所型サービスの内容及び利用料)

第9条 事業所で行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 通所型サービス個別計画等の作成

(2) 日常生活上の援助

排泄の介助、移動の介助、養護（休養）、緊急時の対応等

(3) 健康状態の確認

(4) 機能訓練サービス

(5) 運動機能向上サービス

- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 食事サービス
- (9) 相談、助言等に関すること

- 2 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の所在に応じて「御殿場市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」又は「裾野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 体調不良等正当な理由がない急な利用の取り消しには、キャンセル料を徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

御殿場市全域及び裾野市金沢、今里、下和田、須山地区

但し、御殿場市、裾野市以外の住所である者が御殿場市内に居住する者であって、保険者の許可を得た場合はこの限りではない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、通所型サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(秘密保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、従業者であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 個人情報の取扱いについては、厚生労働省の定める「個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を用いるものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、提供した通所型サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(賠償責任)

第14条 事業所は、利用者に対する利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第15条 事業所は、通所型サービスに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所の従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号通所介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待の防止)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等、必要な措置を講じる。

(地域との連携)

第18条 事業所は、地域との連携を強化するため、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、災害時等地域住民の協力を得るため、防災訓練を行うにあたって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等により地域との連携を強化する。
- 3 事業所は、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 従事者は、その勤務中に常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人富岳会と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
2. この規程は、平成29年 7月 1日より改定、施行する。
3. この規程は、平成30年11月 1日より改定、施行する。
4. この規程は、令和 3年 4月 1日より改定、施行する。
5. この規程は、令和 5年11月 1日より改定、施行する。
6. この規程は、令和 6年 4月 1日より改定、施行する。
7. この規程は、令和 7年 4月 1日より改定、施行する。
8. この規程は、令和 8年 4月 1日より改定、施行する。